

## 高砂市庁舎整備検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、高砂市庁舎の整備及び高砂市新庁舎建設の是非の検討並びに高砂市新庁舎構想（以下「構想」という。）の策定に当たり、市民等の意見を反映したものとするため、高砂市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議、調整及び検討を行う。

- (1) 現庁舎の整備に関すること。
- (2) 新庁舎建設の是非に関すること。
- (3) 構想の策定に関すること。
- (4) 構想の策定に当たり、市民等の意見を反映するための措置に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

## (組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から構想の策定の日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり議事を進行し、整理する。

## (関係者の出席)

第6条 委員会は必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (報償金)

第7条 委員の報償金は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ当該各号に定める額を支払うことができる。この場合において、委員が行政職員である場合は、当該委員が学識経験者として選任されない限り、報償金は支払わないものとする。

- (1) 学識経験者 1回当たり9,000円
- (2) 学識経験者以外 1回当たり5,000円

## (庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、企画総務部総務室総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月30日から施行する。
- 2 この要綱は、構想の策定をもって効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。